

文化庁は、私的録画補償金制度の対象とすることを予定している Blu-ray Disc (ブルーレイ・ディスク) 規格による録画機器が記録媒体に記録を行う際の光学的方法に係る基準として、「標準的な室内環境において、波長が四百五ナノメートルのレーザー光を開口数が〇・八五の対物レンズを通して照射すること」という「著作権法施行規則の一部を改正する省令案に対し、意見募集

<[http://www.bunka.go.jp/oshirase\\_koubo\\_saiyou/2009/iken\\_boshu\\_200905.html](http://www.bunka.go.jp/oshirase_koubo_saiyou/2009/iken_boshu_200905.html)>を行いました。当協会は以下のような意見を5月8日、文化庁に提出しました。

2009年5月8日

### 著作権法施行規則の改正案への意見

社団法人日本映像ソフト協会

#### 【1】意見

特定機器及び記録媒体の指定において、「機器が記録媒体に記録を行う際に従うべき光学的方法に係る基準を定める」必要は無いばかりか、これを定めることにより私的録画補償金制度が有名無実と化す蓋然性が高いと思われるので、強く反対いたします。

#### 【2】理由

##### (1) レーザー波長及びレンズ開口数特定の必要性について

本省令案は、「機器が記録媒体に記録を行う際に従うべき光学的方法に係る基準」として、レーザー波長及びレンズ開口数を省令によって特定するというもの(以下「光学的方法の特定」といいます。)です。

ところが、著作権法施行令1条2項3号では「光学的方法の特定」はなされていないにもかかわらず、そのことによる客観的な不都合は存在しません。唯一不都合が存在するとすれば、「光学的方法の特定」がなされていないために、HD DVD 録画機器が当然に特定機器に該当することになったことではないかと思われます。

しかし、私的録画に通常供される録画機器であるHD DVD 録画機器が私的録画補償金の対象機器とされることは制度趣旨からして当然のことであり、客観的にみれば制度趣旨に

合致しており不都合とは到底いえないものです。録画方法が赤外レーザーであろうと赤色レーザーであろうと青色レーザーであろうと、私的録画のための機器であることには相違ないので、著作権法の見地からすれば「光学的方法の特定」の必要があるとは思えません。

また、私的録音録画小委員会の審議でも「光学的方法の特定」がなされないと補償の必要性がなくなるような事情は、何ら指摘されていなかったと思われます。

したがって、補償の必要性とは無関係なのですから、「光学的方法の特定」は必要はないと考えます。

## (2) 社団法人電子情報技術産業協会の意見について

本省令案は、先の政令案に対する意見募集において、寄せられた意見等を踏まえたものとのことですが、「光学的方法の特定」と補償の必要性に関しどのような指摘があったのか明示されていません。そのため、この点に関する提出意見を公表している社団法人電子情報技術産業協会（以下「J E I T A」といいます。）の意見をもとに、本省令案に対する意見を申し述べざるを得ません。

J E I T A 意見は、将来、レーザー波長やレンズ開口数の異なる、より記憶容量が大きい新たな録画機器が出現する可能性が考えられること、「光学的方法の特定」がなされないと、より記憶容量が大きな新たな機器までも対象となってしまうことを指摘するものです。

しかし、記憶容量の増大は補償の必要性を増大させることはあっても減少又は消滅させるものではありません。

J E I T A のこれまでの主張では、タイムシフトや著作権保護技術が用いられている場合の補償の必要性に疑問を呈するものでした。

タイムシフトはわが国の著作権法では採用されていない「フェアユースの法理」に由来する根拠の無い主張ですが、「光学的方法の特定」とも何ら関係するものではありません。著作権保護技術との関係でいえば、弊協会が従来から要望しているように、「実質的に複製を制御する著作権保護技術を無効化して行う複製」を権利制限から除外することこそ必要で、「光学的方法の特定」とはまったく無関係です。

J E I T A の主張は、これまで何ら問題とされていなかった独自の主張を持ち込むもので、このような意見を取り入れる省令を制定すべきではありません。

### (3) 「光学的方法の特定」の問題点

昨年、文部科学大臣と経済産業大臣との合意により、現在、ようやくブルーレイ録画機器・記録媒体が特定機器等に指定されようとしています。しかし、ブルーレイ録画機器の登場は2003年であり、しかも本格的普及は2007年頃よりはじまっていたといわれています。このような状況をみると特定機器等の新たな政令指定はあまりにも遅すぎると感じられます。

仮に、著作権法施行令1条2項3号が「光学的方法の特定」を定めていたとするならば、DVD録画機器とレーザー波長の異なるHD DVD録画機器の特定機器指定が何時になったかわかりません。ブルーレイ録画機器と同様、今日まで特定機器等に指定されなかった可能性が高いと思われます。

ブルーレイ録画機器とHD DVD録画機器とは、レーザー光が照射される面から記録層までの距離がわずか0.5ミリメートル異なりますが、私的録画の機能に本質的相違があるわけではありません。著作権法施行令1条2項3号がHD DVDレコーダーを含む規定であることに問題があったと御庁がお考えならば、3号についてもレーザー波長やレンズ開口数を明記すべきことになるはずですが、本省令案では3号についてはそのような定めを置くとはしていません。

CD、DVD及びブルーレイに用いられているレーザー波長はそれぞれ、780ナノメートル、650ナノメートル及び405ナノメートルですから、本省令案がそのまま制定されれば、レーザー波長を10億分の1メートル単位でわずかに変更するだけで、メーカーは補償金の対象とならない録画機器を製造することができます。

それゆえ、省令で「光学的方法の特定」を行うことは、新規録画機器・記録媒体を補償金の対象機器に指定するまでの期間が長期化することの不都合を拡大し、私的録音録画補償金制度を有名無実化する結果となりかねません。

弊協会は先の著作権法施行令改正案に対する意見募集において「光学的方法の特定」は不要である旨の意見を提出させていただきました。弊協会の提出意見が一顧だにされず本省令案が作成されたことは遺憾あり、重ねて「光学的方法の特定」は不要である旨の意見を提出させていただきます。

以上